

福山市障がい福祉サービス等情報公表制度実施要綱

（目的）

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成11年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第76条の3第1項に規定する情報公表対象サービス等情報及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の18第1項に規定する情報公表対象支援情報（以下「障がい福祉サービス等情報」という。）の公表等について、必要な事項を次のとおり定める。

（趣旨）

第2条 障害者総合支援法第76条の3第1項及び児童福祉法第33条の18第1項に規定する対象事業者（以下「事業者」という。）から報告される障がい福祉サービス等情報の受理、調査、公表等の事務を実施するに当たり、当該事務を効率的かつ円滑に行うため、本要綱を策定する。

（情報の公表を行う指定障がい福祉サービス等の種類）

第3条 情報の公表を行う指定障がい福祉サービス等の種類は次のとおりとする。

（1）指定障がい福祉サービス（共生型障がい福祉サービスを含む。）

指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護、指定行動援護、指定療養介護、指定生活介護、指定短期入所、指定重度障がい者等包括支援、指定施設入所支援、指定自立訓練、指定就労移行支援、指定就労継続支援、指定就労定着支援、指定自立生活援助及び指定共同生活援助

（2）指定地域相談支援

指定地域移行支援及び指定地域定着支援

（3）指定計画相談支援

（4）指定障がい児通所支援（共生型通所支援を含む。）

指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援及び指定保育所等訪問支援

（5）指定障がい児相談支援

（基準日）

第4条 報告の基準日は、毎年4月1日とする。

（報告の対象となる事業者）

第5条 本要綱に基づく報告の対象となる事業者は、次のとおりとする。

（1）基準日より前に指定障がい福祉サービス等を提供している事業者（やむを得ない事情により報告できない者を除く。）

（2）基準日以降に指定障がい福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者

（報告の開始）

第6条 本要綱に基づく報告の開始日は、次のとおりとする。

毎年5月初日とする。ただし、毎年5月初日以降に、指定障がい福祉サービス事業者等の指定を受けた場合は、指定を受けた日以降とする。

（報告の期限）

第7条 本要綱に基づく報告の期限は、次のとおりとする。

事業者が市長へ障がい福祉サービス等情報を報告する期限は、毎年7月31日とする。
ただし、毎年5月初日以降に、指定障がい福祉サービス事業者等の指定を受けた場合は、指定を受けた日から2か月以内とする。

ただし、その期限が7月30日以前の場合は7月31日とする。

（報告の内容）

第8条 事業者が報告すべき具体的内容は、次のとおりとする。

（1）基準日より前に指定障がい福祉サービス等を提供している事業者

別添1 基本情報及び別添2 運用情報

（2）基準日以降に指定障がい福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者

別添1 基本情報

（報告の方法）

第9条 事業者は、原則、独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報公表システム」（以下「公表システム」という。）を通じ市長へ報告するものとする。ただし、公表システムを通じて報告できないやむを得ない事情がある場合については、文書等による報告を認める。

（情報の公表）

第10条 市長は、事業者から報告された基本情報及び運用情報について、指定障がい福祉サービス等の種類・事業所ごとに公表するものとする。

2 前項に規定する公表は次の方法による。

（1）インターネットによる公表

市長は、利用者等の選択に資するよう、公表システムを通じインターネットで公表するものとする。

（2）その他

市長は、利用者等からの要請に応じて、紙媒体による情報提供、閲覧等についても行うものとする。

3 事業者は、公表する障がい福祉サービス等情報について、障がい福祉サービス事業所等の見やすい場所に掲示するなど、利用者等への情報提供に努めるものとする。また、利用者等が希望する場合は、利用者等のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書に公表する障がい福祉サービス等情報を添付することとする。

（公表の時期）

第11条 市長は、事業者からの報告を受理した場合、原則2か月以内に公表するものとする。

（障がい福祉サービス等情報の更新の取扱い）

第 12 条 事業者は、少なくとも年 1 回、第 8 条に定める内容を報告するものとする。ただし、法人及び事業所等の名称、所在地、電話番号、FAX 番号、ホームページアドレス及びメールアドレスに修正又は変更のあったときは、その都度、速やかに市長に報告するものとする。

(調査の実施)

第 13 条 障害者総合支援法第 76 条の 3 第 3 項及び児童福祉法第 33 条の 18 第 3 項の規定による調査は、利用者保護等の観点から、市長が事業者から報告された障がい福祉サービス等情報の根拠となる事実を確認するために行う。

2 前項の調査は、次の各号に該当する場合に行う。

- (1) 報告された内容に虚偽が疑われるとき
- (2) 公表内容について、利用者等から苦情等があったとき
- (3) 実地指導時に障がい福祉サービス等情報の確認の必要があるとき
- (4) その他（食中毒や感染症の発生、火災、虐待等の問題が生じたとき等）

3 第 1 項の調査は、次の方法により行うものとする。

- (1) 調査は、第 8 条に定める基本情報及び運用情報について確認を行うものとする。
- (2) 調査は、原則、事業者を訪問のうえ、面接調査により行う。ただし、面接調査以外の方法により適正な調査が実施できる場合は、その他の方法により行う。

4 調査の終了時においては、調査結果について、事実誤認がないこと及び調査結果がそのまま公表されるものであることについて、事業者の同意を得るものとする。

(是正命令を受けた事業者に係る障がい福祉サービス等情報の取扱い)

第 14 条 事業者は、市長から、障害者総合支援法第 76 条の 3 第 4 項及び児童福祉法第 33 条の 18 第 4 項の規定に基づく報告、報告の内容の是正又は調査を受けることを命じられたときは、その障がい福祉サービス等情報について、市長の指示に従うとともに、自らも調査を行い又はその結果を公表するものとする。

(苦情等の対応)

第 15 条 公表されている情報（以下「公表情報」という。）に関する利用者等からの苦情等の窓口は、次のとおりとする。

機関名	所在地	電 話
福山市 保健福祉局 福祉部 障がい福祉課	〒720-8501 福山市東桜町3番5号	084-928-1261

2 市長は、公表情報に関する利用者等からの苦情等を受けたときは、事業者に対し、必要な調査を行うものとする。

3 利用者等からの苦情等があった公表情報について訂正が必要な場合は、事業者は速やかに市長に対し訂正の報告をするものとする。

4 市長は、前項の報告があったときは速やかに公表するものとする。

5 市長は、事業者が、第 3 項の訂正の報告を行わないときは障害者総合支援法第 76 条の 3 第 4 項及び児童福祉法第 33 条の 18 第 4 項の規定に基づく報告内容の是正を命じることができる。

6 市長は、利用者等からの苦情等に関する対応の経過を記録するものとする。

附 則

この要綱は、2024年（令和6年）5月14日から施行し、2024年（令和6年）4月1日から適用する。

障害福祉サービス等情報公表制度の公表事項について

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	障害福祉課長通知							
別表第一	基本情報							
一 事業所等を運営する法人等に関する事項	1. 事業所等を運営する法人等に関する事項							
イ 法人等の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先	法人等の名称、主たる事業所の所在地及び電話番号その他の連絡先 <table border="1"> <tr><td>・法人等の種類</td></tr> <tr><td>・法人等の名称</td></tr> <tr><td>・法人番号</td></tr> <tr><td>・法人等の主たる事務所の所在地(〒)</td></tr> <tr><td>・電話番号</td></tr> <tr><td>・FAX番号</td></tr> <tr><td>・ホームページ(URL)</td></tr> </table>	・法人等の種類	・法人等の名称	・法人番号	・法人等の主たる事務所の所在地(〒)	・電話番号	・FAX番号	・ホームページ(URL)
・法人等の種類								
・法人等の名称								
・法人番号								
・法人等の主たる事務所の所在地(〒)								
・電話番号								
・FAX番号								
・ホームページ(URL)								
ロ 法人等の代表者の氏名及び職名	法人等の代表者の氏名及び職名 <table border="1"> <tr><td>・氏名</td></tr> <tr><td>・職名</td></tr> </table>	・氏名	・職名					
・氏名								
・職名								
ハ 法人等の設立年月日	法人等の設立年月日							
ニ 法人等がサービスを提供し、又は提供しようとする事業所等の所在地を管轄する都道府県の区域内において提供するサービス	法人等が都道府県内で実施するサービス <table border="1"> <tr><td>・サービスの種類</td></tr> <tr><td>・か所数</td></tr> <tr><td>・主な事業所等の名称</td></tr> <tr><td>・所在地</td></tr> </table>	・サービスの種類	・か所数	・主な事業所等の名称	・所在地			
・サービスの種類								
・か所数								
・主な事業所等の名称								
・所在地								
ホ その他サービスの種類に応じて必要な事項								
二 当該報告に係るサービスを提供し、又は提供しようとする事業所等に関する事項	2. 障害福祉サービス等を提供し、又は提供しようとする事業所等に関する事項							
イ 事業所等の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先	事業所等の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先 <table border="1"> <tr><td>・事業所等の名称</td></tr> <tr><td>・事業所等の所在地</td></tr> <tr><td>・市区町村コード</td></tr> <tr><td>・電話番号</td></tr> <tr><td>・FAX番号</td></tr> <tr><td>・E-mail</td></tr> <tr><td>・ホームページ(URL)</td></tr> </table>	・事業所等の名称	・事業所等の所在地	・市区町村コード	・電話番号	・FAX番号	・E-mail	・ホームページ(URL)
・事業所等の名称								
・事業所等の所在地								
・市区町村コード								
・電話番号								
・FAX番号								
・E-mail								
・ホームページ(URL)								
ロ 事業所番号	従たる事業所の有無 <table border="1"> <tr><td>所在地</td></tr> </table>	所在地						
所在地								
ハ 事業所等の管理者の氏名及び職名	指定事業所番号							
ニ 当該報告に係る事業の開始年月日若しくは開始予定年月日及び指定を受けた年月日(指定の更新を受けた場合にはその直近の年月日)	事業所等の管理者の氏名及び職名 <table border="1"> <tr><td>・氏名</td></tr> <tr><td>・職名</td></tr> </table>	・氏名	・職名					
・氏名								
・職名								
ホ 事業所等までの主な利用交通手段	事業の開始年月日若しくは開始予定年月日及び指定を受けた年月日 <table border="1"> <tr><td>・事業の開始(予定)年月日</td></tr> <tr><td>・指定の年月日</td></tr> <tr><td>・指定の更新年月日</td></tr> </table>	・事業の開始(予定)年月日	・指定の年月日	・指定の更新年月日				
・事業の開始(予定)年月日								
・指定の年月日								
・指定の更新年月日								
ヘ 事業所等の財務状況	事業所等までの主な利用交通手段							
ト その他サービスの種類に応じて必要な事項	事業所等の財務状況(財務諸表等による直近年度の決算資料) <table border="1"> <tr><td>・事業活動計算書(損益計算書)</td></tr> <tr><td>・資金収支計算書(キャッシュフロー計算書)</td></tr> <tr><td>・貸借対照表(バランスシート)</td></tr> </table>	・事業活動計算書(損益計算書)	・資金収支計算書(キャッシュフロー計算書)	・貸借対照表(バランスシート)				
・事業活動計算書(損益計算書)								
・資金収支計算書(キャッシュフロー計算書)								
・貸借対照表(バランスシート)								
	社会福祉士及び介護福祉士法第48条3に規定する登録喀痰吸引等事業者							
	サービス別の項目(別紙参照)							

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則		障害福祉課長通知	
三 事業所等においてサービスに従事する従業者に関する事項		3. 事業所等においてサービスに従事する従業者に関する事項	
イ 職種別の従業者の数 ロ 従業者の勤務形態、労働時間、従事者一人当たりの利用者等		職種別の従事者の数、勤務形態、労働時間、従業者1人当たりの利用者数等 ・実人数 ・職種 ・常勤換算人数 ・1週間のうち、常勤の従事者が勤務すべき時間数 ・福祉・介護職員の常勤換算人数 ・利用実人員 ・福祉・介護職員1人当たりの1か月の利用実人員数 ・資格等を有している従業者の数 ・管理者の他の職務との兼務の有無	
ハ 従業者の当該報告に係るサービスの業務に従事した経験年数等		従業者の当該報告に係る障害福祉サービス等の業務に従事した経験年数等 ・前年度の採用者数 ・前年度の退職者数 ・業務に従事した経験年数別の人数	
二 従業者の健康診断の実施状況 ホ 従業者の教育訓練、研修その他の従業者の資質向上に向けた取組の実施状況		従業者の健康診断の実施状況 従業者の教育訓練のための制度、研修その他の従事者の資質向上に向けた取組の実施状況 ・研修実施計画の有無 ・事業所等で実施している従事者の資質向上に向けた研修等の実施状況 ・意思決定支援に関する研修の実施状況 ・従業者に対する虐待防止研修の実施状況 ・喀痰吸引等研修の修了者数 ・強度行動障害支援者養成研修の修了者数 ・行動援護従業者養成研修課程の修了者数 ・高次脳機能障害支援養成研修又はこれに準ずるものとして都道府県知事が定める研修課程の修了者数 ・障害者ピアサポート研修における基礎研修及び専門研修課程の修了者数	
ヘ その他サービスの種類に応じて必要な事項		サービス別の項目（別紙参照）	
四 サービスの内容に関する事項		4. 障害福祉サービス等の内容に関する事項	
イ 事業所等の運営に関する方針 ロ 当該報告に係るサービスの内容等		事業所等の運営に関する方針 サービスを提供している日時 ・事業所の営業時間 ・利用可能な時間帯 ・サービス提供所要時間 事業所等が通常時に障害福祉サービス等を提供する地域 サービスの内容等 ・主たる対象とする障害の種類 ・利用者の送迎の実施 ・協力医療機関 ・利用定員 ・サービス等報酬の加算状況 ・医療的ケアを必要とする利用者の受入体制 ・障害福祉サービス等の利用者への提供実績 サービスを提供する事業所、設備等の状況 ・建物の構造 ・送迎車両の有無 ・便所の設置数 ・浴室の設備の状況 ・消火設備等の状況 ・防犯システム、機器の状況 ・バリアフリーの対応状況 ・福祉用具の設置状況	

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則		障害福祉課長通知	
ハ 当該報告に係るサービスの利用者等への提供実績	二 利用者等からの苦情に対応する窓口等の状況	障害福祉サービス等の利用者への提供実績	
		・利用者の人数(区分別)	
		利用者等からの苦情に対する窓口等の状況	
		・窓口の名称	
		・電話番号	
		・対応している時間	
・苦情処理結果の開示状況			
ホ 当該報告に係るサービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応に関する事項		障害福祉サービス等の提供により賠償すべき事故が発生したときの対応の仕組み	
ヘ 事業所等のサービスの提供内容に関する特色等		・損害賠償保険の加入状況	
ト 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等		障害福祉サービス等の提供内容に関する特色等	
チ その他サービスの種類に応じて必要な事項		・その内容	
五 当該報告に係るサービスを利用するに当たっての利用料等に関する事項	5. 障害福祉サービス等を利用するに当たっての利用料等に関する事項	利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等	
		・利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	
		・第三者による評価の実施(受審)状況	
		サービス別の項目 (別紙参照)	
		障害福祉サービス等給付以外のサービスに要する費用	
		・利用者の選定により、通常の事業の実施地域以外の地域の利用者に対してサービスを提供に要した交通費の徴収状況	
・利用者の選定により、送迎を事業所等が提供する場合に係る費用の徴収状況			
・食事の提供により要する費用の徴収状況			
・創作的活動に係る材料費の徴収状況			
・家賃の徴収状況			
・光熱水費の徴収状況			
・日用品費の徴収状況			
・当該サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用(日常生活費)の徴収状況			
・当該サービスにおいて提供される便宜のうち、その他の日常生活費とは区分されるべき費用(例:預り金の出納管理等)の徴収状況			
六 その他都道府県知事が必要と認める事項			

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	障害福祉課長通知
別表第二	運用情報
第一 サービスの内容に関する事項 一 サービスの提供開始時における利用者等に対する説明及び契約等に当たり、利用者等の権利擁護等のために講じている措置 イ 利用者等の状態に応じた当該サービスに係る計画の作成及び利用者等の同意の取得の状況 ロ サービス提供開始時における利用者等に対する説明及び利用者等の同意の取得の状況 ハ 利用者等に対する利用者等が負担する利用料に関する説明の実施の状況 ニ 利用者等に関する情報の把握及び課題の分析の実施の状況 二 利用者本位のサービスの質の確保のために講じている措置 イ 重度の肢体不自由等の常時介護を要する利用者に対するサービスの質の確保のための取組の状況 ロ 利用者等のプライバシーの保護のための取組の状況 三 相談、苦情等の対応のために講じている措置 相談、苦情等の対応のための取組の状況 四 サービスの内容の評価、改善等のために講じている措置 イ サービスの提供状況の把握のための取組の状況 ロ サービスに係る計画等の見直しの実施の状況 五 サービスの質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携 イ 相談支援専門員等との連携の状況 ロ 主治の医師等との連携の状況	6. 事業所等運営の状況 (1)障害福祉サービス等の内容に関する事項 障害福祉サービス等の提供開始時における利用者等に対する説明及び契約等に当たり、利用者等の権利擁護等のために講じている措置 ・利用者等の状態に応じた当該サービスに係る計画の作成及び利用者等の同意の取得の状況 ・サービス提供開始時における利用者等に対する説明及び利用者等の同意の取得の状況 ・利用者等に対する利用者等が負担する利用料に関する説明の実施の状況 ・利用者等に関する情報の把握及び課題の分析の実施の状況 利用者本位の障害福祉サービス等の質の確保のために講じている措置 ・重度の肢体不自由等の常時介護を要する利用者に対するサービスの質の確保のための取組の状況 ・利用者等のプライバシーの保護のための取組の状況 相談、苦情等の対応のために講じている措置 ・相談、苦情等の対応のための取組の状況 障害福祉サービス等の内容の評価、改善等のために講じている措置 ・サービスの提供状況の把握のための取組の状況 ・サービスに係る計画等の見直しの実施の状況 障害福祉サービス等の質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携 ・相談支援専門員等との連携の状況 ・主治の医師等との連携の状況
第二 サービスを提供する事業所等の運営状況に関する事項 一 適切な事業運営の確保のために講じている措置 イ 従業者等に対する従業者等が守るべき倫理、法令等の周知等の実施の状況 ロ 計画的な事業運営のための取組の状況 ハ 事業運営の透明性の確保のための取組の状況 ニ サービスの提供に当たって改善すべき課題に対する取組の状況 二 事業運営を行う事業所の運営管理、業務分担、情報の共有等のために講じている措置 イ 事業所等における役割分担等の明確化のための取組の状況 ロ サービスの提供のために必要な情報について従業者間で共有するための取組の状況 ハ 従業者からの相談に対する対応及び従業者に対する指導の実施の状況 三 安全管理及び衛生管理のために講じている措置 安全管理及び衛生管理のための取組の状況 四 情報の管理、個人情報保護等のために講じている措置 イ 個人情報の保護の確保のための取組の状況 ロ サービスの提供記録の開示の実施の状況 五 サービスの質の確保のために総合的に講じている措置 イ 従業者等の計画的な教育、研修等の実施の状況 ロ 利用者等の意向等も踏まえたサービスの提供内容の改善の実施の状況 ハ サービスの提供のためのマニュアル等の活用及び見直しの実施の状況	(2)障害福祉サービス等を提供する事業所等の運営状況に関する事項 適切な事業運営の確保のために講じている措置 ・従業者等に対する従業者等が守るべき倫理、法令等の周知等の実施の状況 ・計画的な事業運営のための取組の状況 ・事業運営の透明性の確保のための取組の状況 ・サービスの提供に当たって改善すべき課題に対する取組の状況 事業運営を行う事業所等の運営管理、業務分担、情報の共有等のために講じている措置 ・事業所等における役割分担等の明確化のための取組の状況 ・サービスの提供のために必要な情報について従業者間で共有するための取組の状況 ・従業者からの相談に対する対応及び従業者に対する指導の実施の状況 安全管理及び衛生管理のために講じている措置 ・安全管理及び衛生管理のための取組の状況 情報の管理、個人情報保護等のために講じている措置 ・個人情報の保護の確保のための取組の状況 ・サービスの提供記録の開示の実施の状況 障害福祉サービス等の質の確保のために総合的に講じている措置 ・従業者等の計画的な教育、研修等の実施の状況 ・利用者等の意向等も踏まえたサービスの提供内容の改善の実施の状況 ・サービスの提供のためのマニュアル等の活用及び見直しの実施の状況
第三 都道府県知事が必要と認めた事項	

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則		障害福祉課長通知	
別表第一		基本情報	
二 当該報告に係るサービスを提供し、又は提供しようとする事業所等に関する事項		2. 障害福祉サービス等を提供し、又は提供しようとする事業所等に関する事項	
ト その他サービスの種類に応じて必要な事項		サービス別の項目 【居宅介護、重度障害者等包括支援】 実施サービス 【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護】 同一事業所等において提供する他の訪問系サービス 【居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所、共同生活援助、自立訓練（機能・生活訓練、宿泊型）、就労移行支援、就労継続支援A・B型、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型・医療型障害児入所施設】 運営形態 【生活介護】 運営規程上の開所日数（年間） 【短期入所】 報酬区分 【短期入所、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、福祉型・医療型障害児入所施設】 事業所等類型 【共同生活援助】 当該事業所等における共同生活住居の名称、開設年月日及び所在地 全共同生活住居数 全共同生活住居の定員数（合計） 各共同生活住居の名称、開設年月日、所在地及び定員数 【自立訓練（機能訓練・生活訓練）】 訪問による訓練の実施の有無 【就労継続支援A・B型】 事業所等の財務状況（財務諸表等による直近年度の決算資料） 就労支援事業事業活動計算書 就労支援事業別事業活動明細書 【福祉型障害児入所施設】 みなし規定の適用の有無	
三 事業所等においてサービスに従事する従業者に関する事項		3. 事業所等においてサービスに従事する従業者に関する事項	
ヘ その他サービスの種類に応じて必要な事項		サービス別の項目 【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、重度障害者等包括支援】 夜間・深夜・早朝対応の有無 【重度訪問介護、重度障害者等包括支援】 土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して時間帯を問わない対応の有無 【短期入所、施設入所支援、共同生活援助、宿泊型自立訓練、福祉型・医療型障害児入所施設】 夜間の勤務体制 施設名（共同生活援助のみ） 夜勤の職員数 宿直の職員数	

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則		障害福祉課長通知	
四	サービスの内容に関する事項	4.	障害福祉サービス等の内容に関する事項
	チ その他サービスの種類に応じて必要な事項		サービス別の項目
			【施設入所支援】 ユニットケアの有無
			【生活介護、短期入所、施設入所支援】 入浴支援の有無
			【生活介護】
			創作活動の実施状況の有無
			生産活動の実施状況の有無
			平均工賃(月額)
			【短期入所】 長期利用者数
			【共同生活援助】
			新規入居者数
			退居者数
			うち一人暮らしへの移行者数
			入居者の主な日中活動の場
			入居者の平均年齢
			最高齢者の年齢
			最年少者の年齢
			個人単位居宅介護利用者の数
			【自立生活援助、自立訓練(機能・生活訓練、宿泊型)】 標準利用期間を超える利用者の数
			【自立訓練(機能・生活訓練)】 事業所における主な訓練内容
			【自立生活援助】 (前年度1年間の利用者のうち)入所施設・グループホーム・病院からの移行者の数
			【宿泊型自立訓練】 利用者の主な日中活動の場
			【就労移行支援、就労継続支援A・B型】
			一般就労への移行者数(移行率)
			一般就労先での定着者数(定着率)
			就労継続支援A型における運営状況の評価(スコア)
			【就労移行支援】
			一般就労までの平均利用期間
			訓練中の怪我等に対する保険の有無
			一般就労への移行後の定期的な支援の有無
			【就労継続支援A型】
			主な生産活動の内容
			利用者数
			平均賃金
			社会保険の加入の有無
			昇給の有無
			賞与の有無
			退職手当の有無
			生産活動収入(年間売上高)
			生産活動経費
			賃金支払総額
			平均労働時間
			離職者数
			【就労継続支援B型】
			主な生産活動の内容
			平均工賃
			生産活動収入(年間売上高)
			生産活動経費
			工賃支払総額
			退所者数
			訓練中の怪我等に対する保険の有無

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則		障害福祉課長通知	
			【就労定着支援】 過去3年の職場定着率（支援開始後）
			【児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型・医療型障害児入所施設】 保護者支援の実施の有無
			【児童発達支援】
			児童発達支援ガイドラインにおける自己評価の公表の有無
			保育所や幼稚園等と併行通園している利用者の人数
			併行通園先との連携の有無
			【放課後等デイサービス】
			放課後等デイサービスガイドラインにおける自己評価の公表
			学校との連携の有無
			【福祉型・医療型障害児入所施設】 小規模グループケアの実施の有無
			【地域相談支援(地域移行支援)】
			利用期間が6か月を超える利用者の数
			地域生活への移行者数
			宿泊支援の設備の有無
			【地域相談支援(地域定着支援)】
			利用期間が1年を超える利用者の数
			一時的な滞在による支援を行う場所の有無